中部地方環境事務所	上信越高原国立公園のうち、群馬県内の区域並びに上信越高原国立公園、中部山岳国立公園及び妙高戸隠連山国立公園のうち、新潟県内の区域
近畿地方環境事務所	吉野熊野国立公園のうち、三重県内の区域及び山陰海岸国立公園のうち、鳥取県内の区域
東北地方環境事務所	国指定大鳥朝日鳥獣保護区のうち、新潟県内の区域 福島県内の区域
中部地方環境事務所	国指定浅間鳥獣保護区のうち、群馬県内の区域
近畿地方環境事務所	国指定大台山系鳥獣保護区のうち、三重県内の区域
福島地方環境事務所及び県北支所	岩手県及び宮城県内の区域

第十四条第十三号から第二十号まで、第二十三号から第二十七号まで、第三十九号及び第四十号並びに第十五条第十号、第十二号及び第十三号に掲げる事務（第十四条第三十九号及び第四十号並びに第十五条第十二号及び第十三号については、国指定鳥獣保護区に係るものに限る。）

第四十六条第七号に掲げる事務

第六十二条　（略）

附　則

（離島希少種保全専門官の設置期間の特例）

第四条　第七条第二項の離島希少種保全専門官のうち一人は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

（利用拠点再生専門官の設置期間の特例）

第五条　第七条第二項の利用拠点再生専門官は、令和九年三月三十一日まで置かれるものとする。

（総務課の設置期間の特例）

第六条　第三十八条第一項の総務課は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

（渉外広報課の設置期間の特例）

第七条　第三十八条第一項の渉外広報課は、令和五年三月三十一日まで置かれるものとする。

（企画課の設置期間の特例）

第八条　第三十八条第一項の企画課は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

（経理課の設置期間の特例）

第九条　第三十八条第一項の経理課は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

中部地方環境事務所	上信越高原国立公園のうち、群馬県内の区域並びに上信越高原国立公園、中部山岳国立公園及び妙高戸隠連山国立公園のうち、新潟県内の区域
近畿地方環境事務所	吉野熊野国立公園のうち、三重県内の区域及び山陰海岸国立公園のうち、鳥取県内の区域
東北地方環境事務所	国指定大鳥朝日鳥獣保護区のうち、新潟県内の区域 福島県内の区域
中部地方環境事務所	国指定浅間鳥獣保護区のうち、群馬県内の区域
近畿地方環境事務所	国指定大台山系鳥獣保護区のうち、三重県内の区域
福島地方環境事務所及び県北支所	岩手県及び宮城県内の区域

第十三条第十三号から第二十号まで、第二十三号から第二十七号まで、第三十九号及び第四十号並びに第十四条第十号、第十二号及び第十三号に掲げる事務（第十三条第三十九号及び第四十号並びに第十四条第十二号及び第十三号については、国指定鳥獣保護区に係るものに限る。）

第四十三条第七号に掲げる事務

第五十九条　（略）

附　則

（離島希少種保全専門官の設置期間の特例）

第四条　第七条第二項の離島希少種保全専門官のうち一人は、令和四年三月三十一日まで置かれるものとする。

（利用拠点再生専門官の設置期間の特例）

第五条　第七条第二項の利用拠点再生専門官は、令和四年三月三十一日まで置かれるものとする。

（総務課の設置期間の特例）

第六条　第三十五条第一項の総務課は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

（渉外広報課の設置期間の特例）

第七条　第三十五条第一項の渉外広報課は、令和五年三月三十一日まで置かれるものとする。

（企画課の設置期間の特例）

第八条　第三十五条第一項の企画課は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

（経理課の設置期間の特例）

第九条　第三十五条第一項の経理課は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。